

# 消防法違反の状態の是正にかかる 個人情報情報の取り扱い

—関係する他の行政機関との連携・協力に際して—

小 川 一 茂

## はじめに

平成13年9月1日に発生した東京都新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災において、40名を越す犠牲者が出たことは、よく知られている。この事件においては、火災報知器の電源が予め切られていたり、通路に置かれていた荷物等により防火扉が閉まらない等、消防法令違反の状態により各種の防火設備が十分に作動しなかったことで被害が拡大したとも考えられている<sup>(1)</sup>。そして、この事件を契機として消防法が大幅に改正され、こうした違反是正の徹底を図るため、各種の措置の整備がなされるとともに、従来の規定の明確化が図られた<sup>(2)</sup>。この法改正を受けて以後、

---

(1) 新宿歌舞伎町ビル火災事件第一審判決（東京地方裁判所平成20年7月2日判決，判例タイムズ1292号103頁）等参照。

(2) 「消防法の一部を改正する法律の公布について」（平成14年5月7日消防予第123号・消防安第9号・消防危第60号）参照。ここで、平成14年の消防法改正の主な内容は、消防機関による違反是正の徹底、防火対象物の管理権原者による防火管理の徹底、避難・安全基準の強化、罰則の強化の各点とされている。この点を含む平成14年の消防法改正については、白水伸英著「消防法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧246号17頁、及び白水著後掲(23)を参照。また、法改正後の違反是正のための措置等については後掲(5)及び関東一著『新訂 火災予防違反処理の基礎』（2005年、

全国各地の消防本部においては防火対象物の法令違反の状態を是正するための活動が改めて注目されるようになり、かつ、そうした違反是正のための活動が、一部の地方自治体では従前よりも活発に行われるようになりつつある。<sup>(3)</sup>

しかし、違反是正のために警告や消防法に定める命令を発しうとしても、雑居ビルのように、所有者に加え、区分ごとに複数の占有者や管理者が存在するような建物においては、正しく防火管理上の権原を有している者を名宛人として警告や命令を出さなければならない。そこで、そうした者を特定し、警告や命令を有効たらしめるにはどうすべきかということが問題となり得る。なお、適法に建築確認がなされる建築物については、消防法第9条（火を使用する設備、器具等に対する規制）、同法第9条の2（住宅用防災機器）、同法第15条（映写室の構造及び設備の基準）、同法第17条（消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外）にかかる確認等も同時になされるので、その時点で消防署がそれら建築物にかかる情報を取得し、それらの情報に基づいて名宛人たるべき者を特定して警告や命令を発することは可能である。しかし、建物の完成後に所有者や占有者が変わった建物や、そもそも建築確認を経ない違法建築物において消防法違反の状態を是正する場合には、警告

---

近代消防社）に詳しい。なお、平成14年の消防法改正に関しては、衆参両院から政府に対して、防火安全対策の徹底のための附帯決議がなされている。この附帯決議の内容は概ね、違反是正のための警告を発しても改善がみられない場合の措置命令について、違反是正等に対応するための職員の能力向上（研修制度等）について、雑居ビル等の管理権原が分かれている防火対象物における自主的な防火管理体制の確立について、消防長官による火災原因調査について、の各点である。

- (3) 例えば、神戸市では神戸市消防局や各消防署において違反状態の発見、是正のための予防査察体制が構築され、違反是正のための活動が行われている。平成20年度においては、114件の消防法令違反に対して警告が出され、うち9件については、消防法第5条、同法第5条の3、同法第17条の4に基づく措置命令が発せられている。

## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

や命令の名宛人たるべき者を確定させるための情報の取得は不可欠となる。ここで実際の違反是正の場面においては、建築関連の他の行政機関との連携がなされ、それにより他の行政機関が保有する情報の提供を受けるなどして、名宛人たるべき者を特定し、消防法違反の状態を是正するための措置がとられることもある。

ところで、他の行政機関との連携により入手し得る情報には、違反是正の対象となる建築物そのものに関する情報のみならず、その所有者の住所や氏名等の、行政機関個人情報保護法や各地方自治体の個人情報保護条例に定める個人情報に該当する情報も含まれ得る。すると当然、そうした情報の取扱いについては行政機関個人情報保護法や各地方自治体の個人情報保護条例の規定の適用を受けることになる。ところが、従来はこうした違反是正の場面における個人情報の取扱いについて、十分な議論と検討が行われているとは言い難い状況にある。そこで、本稿ではこの問題について、消防法違反の状態の是正にかかる法制度を概観した上で、違反是正のための警告や命令の名宛人を正しく特定する際の情報、とりわけ個人情報の取扱いについて検討を行うこととした。

### 1 違反是正のための法制度

まず、消防法違反の状態に対して、違反状態の是正を図るための法制度を以下に概観しておくが、前述のように、平成14年の消防法改正の契機となったのが建築物の火災であるため、本稿は建築物、とりわけその屋内における火災予防のための措置等を主たる検討対象とし、屋外における火災予防のための措置等に関しては、本稿では取り扱わないこととした<sup>(4)</sup>。

---

(4) 屋外における火災予防のための措置等については、消防法第3条が、屋外における火災予防上危険な行為の規制、屋外における消火、避難その他の消防活動上支障となる状態を排除するための命令及び当該命令の相手方が不明確な場合や当該命令が履行されない場合の措置について規定して

まず、消防法はその第4条で「消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第5条の3第2項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。」として、消防長又は消防署長による資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査について規定している。同条の意義は「消防機関による適切な予防行政の実施のためには、予防行政の対象についての情報が必要である。本条は、かかる情報を収集するための方法を規定するものであることから、予防行政の根幹をなすものであり、……火災の予防上重要なもの」とされて<sup>(5)</sup>おり、違反是正のための各般の措置をとる前段階としての位置づけがなされている。この消防機関による情報収集の権限、とりわけ立入検査については、火災予防上極めて重要な職務であり、権限としても強力なものという認識がある一方で、相手方にとっては、私権に対する大きな干渉となるおそれのあるものであるから、その運用に当たっては、慎重な配慮が望まれて<sup>(7)</sup>いた。

---

いる。

- (5) 消防基本法制研究会編著『逐条解説消防法 第3版』（東京法令、2008年）42頁。
- (6) 消防法第4条に規定する資料提出命令権等については、同法制定以前は、法律に根拠を有さない、消防機関がただ相手方の任意の協力を求めるにすぎない活動であるとも解されていた。その後、同条が定められて以後はこれが根拠となり、同条の規定の範囲内における消防機関による情報収集が可能となった。
- (7) とりわけ同条による権限の行使は、かつては権限行使の必要性和権限の行使により損害を受ける相手方の私的利益との比較考量の上で、社会通念上相当な限度にとどまる限りで行使されうると考えられていた。このことは、同条が但し書きで「ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場

## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

そして、消防法第5条は「消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。」として、消防長又は消防署長による防火対象物に対する火災予防措置命令について定めている。同条は、防火対象物の状況が火災の予防上危険な場合や消防活動に支障がある場合などに、いわゆる公益優先の見地から、関係者の私的利益を犠牲にしても、その防火対象物について権原を有する関係者等に、火災の予防等のために必要な措置をなすべきことを命じる権限を定めたものであり、「予防行政の目的達成に万全を期そうとするため」のものとして<sup>(8)</sup>されている。この消防法第5条に定める措置命令が<sup>(9)</sup>、消防機関による違反是正のための活動の中心となると考えられるので<sup>(9)</sup>、ここでは、

---

合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。」と規定している点からもうかがえる。しかし、そうした慎重な姿勢が逆に必要かつ十分な検査を妨げることとなり、ひいては前述の平成13年の東京都新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災の被害を拡大させる原因になったのではないかと、という指摘もなされている（前掲(5)49頁）。なお、現在では、平成14年の法改正により、立入検査を行う際の時間制限及び立入検査の相手方に対する事前通告義務が撤廃され、また立入検査を行う際の証票提示は、関係者の請求がある時に行うものとされている（前掲(5)42頁）。

(8) 前掲(5)57頁。

(9) 実際には、前掲(3)で指摘したように、消防法第5条に定める措置命令が発される以前に、違反状態の防火対象物の関係者に対しては警告が発せられ、この警告に従わず、違反状態が是正されないという場合に、措置命令が発されることとなる。なお、ここにいる「警告」とは、措置命令という行政行為よりも以前に行われる、違反是正という行政目的達成のため

この消防法第5条について、詳しく検討しておくこととしたい。

この消防法第5条では、命令権者が命令を発することのできる場合を、「火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合」としている<sup>(10)</sup>。こうした例示を含む概括的な規定の仕方となっているのは、個々の防火対象物の位置、構造、設備、管理の状況は様々であるので、そうした状況を法令で具体的かつ網羅的に規定することは困難であること、また同時に、そうした状況下でなお火災予防の必要性に柔軟に対応するためであるとされている<sup>(11)</sup>。また同条に基づいて命令権者が相手方に対してとれる措置は、使用禁止、使用停止、使用制限以外で考えられ得る多様な措置が例示されている<sup>(12)</sup>。そして、これらの措置については、常に一種類のみを採り得るのではなく、二つ以上の措置を重疊的あるいは選択的

---

の行政指導の一種と考えることができる。この「警告」については、関著前掲(2)14頁以下に詳しい。

- (10) 例えば、「火災の予防上必要があると認める場合」とは、一般的、抽象的な火災の危険性が存在しているというだけでは足りず、個別具体的な火災の発生の危険性が存在する場合であるとされている。しかし他方で、この個別具体的な火災の発生の危険性というのは、必ずしも現実的な火災の危険性があることを要するのではなく、過去の火災事例等を参考に、防火対象物の位置、構造、設備、管理等の個別の状況から合理的に判断して、具体的な火災の発生の危険性があると認められればよいと考えられている(前掲(5)59頁)。
- (11) このような概括的かつ広範な発令要件が定められている背景としては、建築物等の工作物を中心とする防火対象物の火災予防については、国民の生命、身体及び財産を火災から守るという社会公共の利益の観点から、万全を期する必要があるとの考え方によるという指摘もなされている(前掲(5)58頁)。
- (12) 使用禁止、使用停止、使用制限については、消防法第5条の2に規定が置かれている。また、「その他の必要な措置」としては、例えば模様替え、用途変更、内容物に関する整理、整頓、設備・器具の設置等が含まれるとされている(前掲(5)60頁)。

に命じることも可能とされている。それ故、実際にかなる措置をとるかについて判断をする際には、命令権者に裁量の余地を認めつつも、いわゆる警察比例の原則が妥当すると考えられている<sup>(13)</sup>。また、この消防法第5条に基づいて発せられる命令の受命者は、通常、命令を履行しうる権原を有する関係者となるが、具体的に誰がその権原を有しているかは、発せられる命令の措置の内容に応じて特定されることになる<sup>(14)</sup>。それ故、名宛人を誤ると、名宛人が命令の実現にかかる権原を有しないため、命令の履行が不可能となる場合がありうる。そのような履行が不可能な命令は、瑕疵ある命令となることは言うまでもない<sup>(15)</sup>。そうであればこそ、名宛人の特定が重要となり、そのために情報を適切に収集し、利用する必要性が存するといえる。

また、消防法第5条の2において消防長又は消防署長は、第5条に規定する措置よりもより強力な、防火対象物の使用禁止、停止又は制限を命じることができる旨が定められている。この消防法第5条の2においても、前述の第5条と同様に、いわゆる公益優先の見地から、一部関係者の権利を犠牲にしても防火対象物の使用禁止、停止又は制限が可能とされている<sup>(16)</sup>。ここで、前述の消防法第5条と第5条の2との関係を簡

---

(13) 関著前掲(2)21頁。前掲(5)60頁。

(14) 特に緊急の必要のある場合においては、権原を有さない関係者であっても命令の受命者となりうる場合がある。これは例えば、権原を有する関係者の住所が現場から遠い等の事情で命令を伝えるのに日数がかかり、火災予防上重大な支障を生ずるといったような場合が該当すると考えられている(前掲(5)62頁)。

(15) 消防法における命令の瑕疵には、本文中にて述べたような名宛人を誤った「客体に関する瑕疵」の他にも、命令権者が権限外の行為を行う「主体に関する瑕疵」、命令に一定の形式を欠く「形式に関する瑕疵」、命令を発する際の「手続に関する瑕疵」、さらに本文中で後述するように命令の「内容に関する瑕疵」などが存在し得る(関著前掲(2)27頁以下参照)。

このうち、本稿において主として想定しているのは、これらの瑕疵のうちの「客体に関する瑕疵」及び「内容に関する瑕疵」になる。

(16) 前掲(5)75頁。

単に整理しておく、通常の場合には、火災の危険性を除去するためにいきなり第5条の2に定めるような防火対象物の使用そのものを制約する等の措置をとるのではなく、第5条などに定める各種の措置命令を発する<sup>(17)</sup>。その上で、それらの命令が履行されない場合、履行されても十分ではない場合、又は履行期限までに履行される見込みがない場合において、なお個別具体的な火災の危険性がある時に、本条に規定する防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずる必要性が認められる<sup>(18)</sup>。なお、この消防法第5条の2の措置についても、同法第5条と同様に警察比例の原則が妥当するのは当然のことと考えられており、防火対象物の構造、規模、用途、設備、火気使用状況等の実体などを考慮し、個別具体的な措置を検討するとされている<sup>(19)</sup>。

加えて、消防法第5条の3においては、消防長又は消防署長および消防吏員が、防火対象物における火災予防上危険な行為を規制し、又は防火対象物における消火、避難その他の消防活動上支障になる状態を排除するための命令を発することができる旨、規定している<sup>(20)</sup>。

---

(17) 火災の危険性を除去するための措置としては、本文中に示した消防法第5条、第5条の2の他に、同法第5条の3第1項（消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令）、第8条第3項（防火管理者選定の命令）、同条第4項（消防計画に必要な措置を講じることの命令）、第8条の2第3項（消防計画その他防火管理上必要な業務について規定することの命令）、第8条の2の5第3項（自営消防組織を設置することの命令）、第17条の4（消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令）などが挙げられる。

(18) この点につき、実際の違反是正（違反処理）の手順を示す違反是正マニュアル（平成14年8月30日消防安第39号）が消防庁より出されている。同マニュアルによれば、消防法第5条の2に定める使用禁止・停止・制限命令は、前掲(17)の各種の措置が命ぜられた後に、いわば第二次的、あるいはそれ以降に採られる措置であることが確認できる。

(19) 前掲(5)80頁。なお、このような諸要素の考慮の結果、防火対象物全体ではなく、危険な階層を特定して措置をとるということも考えられる。

(20) 同条第2項では、同条第1項の命令の相手方が不明の場合には、危険



## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

さらに、消防法は消防用設備等につき第17条の4で、消防庁又は消防署長に対し、法令の定める技術上の基準に適合していない消防用設備等又は設備等設置維持計画に適合していない特殊消防用設備等に対する維持設置命令を発する権限を与えている。本来、消防用設備等は消防長の命令をまつまでもなく、関係者が設置及び維持しなければならないのであるが、故意又は法令の無理解から関係者が適法な設置及び維持をしていない場合もあり得る。そこで、同条は消防長又は消防署長に設置又は維持ための命令を発する権限を与え、同条に基づき発せられる命令の趣旨は、消防用設備等が未設置の場合にはこれを適正に設置すること、設置はしていてもそれが適正でない場合は、必要な措置をして技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合する状態を実現すること、となる。<sup>(21)</sup>

このように、現在の消防法においては、立入検査や各種の措置命令を発すること等の権限が消防長、消防署長、消防吏員等に与えられており、こうした権限に基づき消防法違反の状態を是正することで、火災の予防や火災による被害の軽減を図ることとなっている。そして、既にみたように、これらの権限に基づきいかなる命令を発令するかについては消防長等の命令権者に裁量が認められるところでもある。しかし、そうした裁量については、それは完全に自由な裁量ではなく、警察比例の原則が妥当する等の制限がある。さらに、名宛人を誤って命令が発令された場合には、そうした命令は瑕疵ある命令となることにも鑑みると、消防法違反の状態を是正するための立入検査や各種の措置命令を発するに際しては、いつ、誰に対して、いかなる措置をとるかを決定する上で裁量権を適切に行使するために、情報を収集し、それらを利用することが重要

---

物の除去、処理等消防法第3条第1項第3号又は第4号に定める措置を代執行できることが規定されている。

- (21) 前掲(5)592頁以下参照。なお、消防法第17条の4の命令については、対象となる防火対象物自体が建築基準法その他の法令に定める手続を欠いているといった、そのものの存立が正当でない場合であっても、発し得るものと解されている(前掲(5)594頁)。

だと考えられる。この点については、実際に、建築関係部局等の関係行政機関と協力・連携をするなどして、違反是正のための活動が行われている例もある<sup>(22)</sup>。そして、こうした関係行政機関と協力・連携をする際には、消防機関から関係行政機関に情報を提供し、また関係行政機関から消防機関に情報が提供されることとなる。

消防法はこうした情報の収集と管理につき、第35条の13で関係官公署への紹介等について定めている。そこで次に、この消防法第35条の13をみておきたい。同条は「総務大臣、都道府県知事、市町村長、消防長又は消防署長は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定に基づく事務に関し、関係のある官公署に対し、照会し、又は協力を求めることができる。」と規定している。これは、効果的な消防行政を行っていくためには、関係する行政機関とも密な連携をとることが必要であるということから、平成14年の消防法の改正の際に新設されたものである<sup>(23)</sup>。もっとも、同条を根拠として、例えば消防長又は消防署長が、

---

(22) 前掲(18)においては関係行政機関との協力事例として、以下の五例が挙げられている。それらは、一、隣接した既存棟を取得し、棟の接続及び改装を行い、自動火災報知設備未警戒とともに建築法令違反となっていたため、建築部局に情報提供を行い、当該施設への合同立入検査を実施、二、建築構造の問題など建築法令に関する疑義若しくは違反の疑いがある場合などで、文書による照会や合同立入検査を実施、三、無届でボイラーや少量危険物タンクを設置していた食品加工工場に対して衛生部局との合同立入検査を実施、四、消防機関の立入検査により確認した違反対象物(消防法令及び建築法令違反)の情報について、建築部局に通知するとともに合同立入検査を実施、五、火災の発生を端緒に、未把握であった二棟の建物が接続されていることが判明したため、建築部局と合同立入検査を行い、棟の取扱いの判定及び構造上の特定を実施、の各例である。

(23) 前掲(5)859頁。また、消防法第35条の13制定の背景としては、平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災との関連で、以下のような指摘もなされている。すなわち「新宿歌舞伎町ビル火災が発生した明星56ビルでは、消防機関においてテナント関係者の変遷を把握するのが困難であり、また、これらの者との連絡がつかず立入検査の実施時期が遅れる等との問題があったことを踏まえ、消防機関が違反是正措置を講ずる場合に、所有者等の名宛

## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

その本来の業務と全く関係のない事項について照会をし、それにより情報を入手することはできない。照会及び協力要請ができるのは、あくまで「この法律の規定に基づく事務に関」するものに限られる。さらに、「法律に特別の定めがあるものを除くほか」という文言にみられる通り、消防法の規定に基づく事務であっても、他の法律に基づいて照会や協力要請ができる場合には、それら個別の法律の規定に基づいて照会や協力要請を行うこととなる。<sup>(24)</sup>この意味で、同条は消防法に基づいて行われる事務に関する照会や協力要請についての一般法だということも可能であろう。またここで、照会及び協力要請の対象となる「関係のある官公署」とは、建築関係、商工関係、食品衛生関係等を所掌する都道府県又は市

---

人や連絡先、用途等を迅速に把握するために、消防機関がかかる情報を有する警察機関、保健所、建築部局等の関係機関へ照会をし、また、立入の日程調整等の協力要請を行えることが明確になるよう、新たに規定を設けることとした。」(白水伸英「新宿歌舞伎町ビル火災の教訓を生かし、消防法令違反に対応 ◆消防機関による違反是正の徹底、防火対象物の関係者による防火管理の徹底、避難・安全基準の強化」時の法令1676号27頁)。

この指摘に鑑みれば、そもそも消防法第35条の13に基づいて、関係行政機関間での個人情報を含む情報の共有が可能だと解することもできる。しかし、本文中で後述するように、同条による照会及び協力要請に対して官公署の側にこれらに応じなければならないとする義務があるとは一概には言えないことから、やはり、同条に基づく関係官公署との間の情報の提供等が法令の定めに基づく個人情報の目的外利用・提供の禁止の例外に必ず該当するか否かは検討の余地があると考えられる。

- (24) 前掲(5)860頁。なお、ここでの個別の規定の具体的な例としては、サリン等による人身被害の防止に関する法律第4条に基づく被害発生時の措置に係る関係行政機関に対する技術的知識の提供、装備資機材の貸与、その他必要な協力要請、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第2項に基づく経済産業大臣又は都道府県知事に対する必要な措置をとるべきことの要請などがある。また、警察との関係については、消防組織法第42条第1項に消防と警察との相互協力の規定があるので、警察との「協力」は消防法第35条の13ではなく消防組織法第42条第1項に基づいて、警察への「照会」については消防法第35条の13に基づいて行われると解されている(前掲(5)860頁)。

町村の行政機関が想定されている<sup>(25)</sup>。では、同条による照会及び協力要請がなされた場合、照会及び協力要請を受けた関係のある官公署の側には、それらに必ず応じなければならないという義務が発生するといえるか。このことは同条の運用について、「いたずらに他の関係官公署の事務に負担をかけ、支障を来させることのないように配慮する必要がある」とされていることや、同条による照会及び協力要請と公務員との守秘義務との関係について「常に一方が他方に優先するというようなものではない<sup>(26)</sup>」とされている点から、そのような義務があると一概に判断することはできないだろう。

このように見てくると、消防法違反の状態を是正するための措置を行うにあたり、消防長又は消防署長といった消防機関は、同法第4条に基づいて関係者から直接情報を収集することが可能であると同時に、同法第35条の13に基づいて関係する官公署からも情報の提供を受けることも可能である。しかし、ここで取り扱われる情報には、当然、行政機関個人情報保護法や各地方自治体の個人情報保護条例に定める個人情報に該当する情報も含まれ得る。そうなれば、それら個人情報を適切に収集し、かつ適切に取り扱わなければならないことが要請される。そこで次に、個人情報保護法制の側から、消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱いについて検討を行いたい。

## 2 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

前述の通り、消防法違反の状態の是正のための措置をとるにあたっては、雑居ビルのように、所有者に加え、区分ごとに複数の占有者や管理

---

(25) 前掲(5)861頁。

(26) 前掲(5)861頁。また、同条に基づく照会及び協力要請に応じて職務上の秘密を開披するかどうかの判断基準については、「照会や協力要請に応えることによって守られる消防法上の法益と、守秘義務によって守られるべき国家公務員法、地方公務員法上の法益を個々の事案ごとに比較考量することによって決定される」とされている(前掲(5)861頁)。

## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

者が存在するような建物においても、正しく防火管理上の権原を有している者を名宛人として警告や命令を出さなければならず、そのためには複数の占有者や管理者に関する情報を収集し、正しく名宛人たるべき者を特定する必要がある。また、いかなる措置をとるかという点においても、どの関係者にどのような措置を命じるか適切に判断するために、やはり関係者の情報の収集が必要になる。そして、ここで収集する情報には個人情報も含まれ得るところなので、消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱いについて検討する必要性が生じる。そこで本稿では、既に概観した消防法第4条及び消防法第35条の13との関連から、個人情報の収集の制限及び個人情報の利用及び提供の制限の二点に限定して、個人情報保護法制と消防法の規定との関係について検討を加えること<sup>(27)</sup>としたい。

まず、個人情報の収集の制限の点から検討を行いたい。個人情報は本人又はその代理人から収集すべきことが、個人情報の取扱いの上で原則<sup>(28)</sup>となっている。いわゆる本人収集の原則である。さらに、取得する情報の範囲及び態様は、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。それゆえ、不要な情報の収集、過剰な情報の収集は禁止され、法令や要綱に違背するような個人情報の収集はできない。また、実定法規違反の個人情報の収集のみならず、法の一般原則に違反するような収集もしてはならないと考えられて

---

(27) 個人情報保護法制に関する論考は、既に多くの著者により著されているため、ここではそれら一つ一つについて言及することはできない。そこで、本稿においては、本稿における検討に必要な限度で、特に参照した先行業績や参考文献等について述べるに留めさせていただく。

(28) 個人情報の本人等収集の原則の意義としては、いわゆる自己情報コントロール権の観点から、「本人が知らないうちに、いつの間にか個人情報が収集されるということでは、『自己の情報の流れをコントロールする権利』を保障するどころか、いわゆるプライバシーの侵害のおそれすら生じ得る」という指摘がなされている（個人情報保護研究会編『個人情報保護の実務』（第一法規、2003年）1052頁。）。

<sup>(29)</sup>  
いる。

ここで、この本人収集の原則と消防法第4条との関係について検討してみたい。繰り返しになるが、消防法第4条は「関係者」に資料の提出や報告を求めている。そして、ここでいう「関係者」とは「防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう」（消防法第2条第4項）とされている。すると、消防法第4条の規定に基づき、防火対象物等の所有者、管理者又は占有者から、それぞれの本人にかかる情報を収集することは、本人収集の原則を逸脱するものではない。しかしここで、本人以外の者からその者以外の者の個人情報を収集することになるならば、本人収集の原則からすれば問題が残ることになる。

ただし、各地方自治体の個人情報保護条例では、本人収集の原則に対する例外が定められている。そうした例外の定め方は各地方自治体により様々だが、その中でも特に代表的な例外としては、次の五つの類型が考えられる。それらは、一、本人の同意があるとき、二、法令に特別の定めがあるとき、三、公知性が生じている個人情報を収集するとき、四、緊急やむを得ない理由があるとき、五、その他公益上の必要があると認めるとき、<sup>(30)</sup>である。そこで次に、消防法違反の状態を是正するために、

---

(29) 個人情報保護法第17条では、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならないものとされている。この点については、いわゆる独立行政法人等個人情報保護法第5条にも同様の規定が見られる（夏井高人・新保史生編著『個人情報保護条例と自治体の責務』（ぎょうせい、2007年）269頁。）。また、このように適法かつ公正な手段による個人情報の収集を明記している地方自治体の個人情報保護条例は、全体の98.1%に及ぶとの指摘がある（宇賀克也著『個人情報保護の理論と実務』（有斐閣、2009年）261頁。）。

(30) この類型の分け方及び分析・検討については、明石市個人情報保護条例（平成13年3月28日条例第1号、平成21年3月30日条例第6号による改正後のもの）第7条及び前掲(28)1053頁以下、夏井・新保著前掲(29)271頁以下、市町村アカデミー監修『市町村アカデミー研修叢書 Vol.1 情報公開と個人情報保護』（ぎょうせい、2004年）75頁以下等を参照。

## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

本人以外の者から個人情報を収集することが、これらの例外に該当するかどうかにつき検討したい。

本人収集の原則の例外の第一の類型、「本人の同意があるとき」とは、実施機関が示した取扱方法により本人の個人情報が取り扱われることを、本人が承諾する旨の意思表示がある場合である。消防法違反の状態の是正にかかる個人情報を収集する際にも、このような本人の同意があれば、本人以外の者からの収集が認められることに疑いはない。次に第二の類型、すなわち「法令等に定めがあるとき」である。これは、本人以外の者から個人情報を取得することが法令に定められている場合や、取得が法令によって義務づけられているような場合を指している<sup>(31)</sup>。さらにこの場合、本人以外の誰からどのような情報を収集できるか、といった点まで法令で明らかにされている必要があるとする見解、また本人以外から情報を収集する際には、その法令が本人外収集を認めている趣旨をも十分に考慮しなければならないとする見解もある<sup>(32)</sup>。ここで、この「法令等に定めがあるとき」という条件を上記の通りに厳格に解すれば、消防法第4条はこのような規定とはなっていないので、当然、この例外には該当しない。もっとも、どのような法令の文言や趣旨によって本人外収集を可能とするかは、各地方自治体の個人情報保護条例の解釈にも関わってくるので、例えば、義務規定でない限りは本人外収集が認められないと一概に断ずることはできない。この点は、各地方自治体の個人情報保護条例の解釈・運用に委ねられるところとなろう。続いて第三の類型「公知性が生じている個人情報を収集するとき」とは、出版物や報道等により既に公知の情報となっている個人情報を取得することであり、例

---

(31) 夏井・新保著前掲(29)271頁。

(32) 前掲(28)1053頁。なお、ここで本人外収集が法令で規定されている例としては、生活保護法第29条、公営住宅法第34条が挙げられる。しかし、これらの各条文でも、本文中にいう「本人外収集を認めている趣旨」まで明示されているわけではない。そこで、「本人外収集を認めている趣旨」がいかなるものであるかは、結局は各条文の解釈に拠ることとなろう。

えば、消防法第4条に基づいて関係者から資料の提出や報告を求める際に、住宅地図や電話帳で住所や電話番号を調べる場合がこれに該当する。ここで、本人以外からこうした公知性のある情報を消防法違反の状態の是正のために消防機関が収集することは、それが前述のように不要な情報の収集、過剰な情報の収集に該当しないのであれば、通常、認められることに問題はあるまい。そして第四の類型、「緊急やむを得ない理由があるとき」とは、市民の生命、身体の安全又は財産の保護のため本人等から直接個人情報を収集する時間がないと客観的に認められる場合、またはそのような場合に、本人以外から収集しなければ事務の目的が達成できない場合をいう、とされている<sup>(33)</sup>。では、消防法違反の状態を是正する際に個人情報の本人外収集を行うのは、こうした「緊急やむを得ない理由があるとき」に該当するだろうか。自然災害の他、事故等の人為的事象によって、市民の生命、身体の安全又は財産が危険に曝されることはあり得ることであり、その中には火災による被害も当然含まれる。また、この例外が適用される例としては、災害発生後の事後的な対応に必要な個人情報を収集する場合が典型的であると考えられているが、これとて、災害発生後の事後的な対応に限定すべき理由はなく、市民の生命、身体の安全又は財産の保護のために事前の対応が求められる場合を含むと考えることも可能である。もっとも、だからといって消防法違反の状態を是正するために個人情報の本人外収集をすることが全て、ここでいう「緊急やむを得ない理由があるとき」に該当すると判断するのは早計に過ぎる。思うに、この例外に該当するか否かについては、防火対象物の消防法違反の程度や当該対象物の使用の態様、火災が発生した場合に想定される被害等の事情を総合的に考慮した上で、「緊急やむを得

---

(33) このような例外に該当する場合としては、例えば、交通事故や火災等の災害で怪我をして意識不明の本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供するために、個人情報である血液型や連絡先の情報を取得する場合が考えられている（夏井・新保著前掲(29)272頁。）。



## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

ない理由があるとき」に該当するか否かを判断することが一つの方法として考えられよう。そして最後に、第五の類型「その他公益上の必要があると認めるとき」であるが、これは厳密には、第一から第四までの類型には該当しないが、公益上の必要がある場合で、しかも実施機関が審議会等に諮問し、その答申に基づき行う場合を指している<sup>(34)</sup>。これに基づいて個人情報の本人外収集が認められる場合は、各地方自治体に設置されている審議会等の判断に拠ることになるので、消防法違反の状態を是正するために個人情報の本人外収集をすることが、審議会等の判断として認められることは十分に考えられる。

さて、ここで個人情報の本人外収集の一態様として、地方自治体の行政機関が、ある業務のために収集した個人情報を他の業務のために他の行政機関と共有して利用したり、あるいは別の行政機関に提供する場合が考えられる。例えば、建築関係部局が収集した個人情報を、消防機関が消防法違反の状態を是正するために当該建築関係部局から入手するような場合が、これに該当する。これを当該情報の利用を求める行政機関の側からみると、個人情報の本人外収集の原則の例外に該当するか否かという問題になるが、他方で当該情報を最初に収集し、提供する行政機関の側からみると、それは次に述べる個人情報の目的外での利用及び提供の制限の問題となる<sup>(35)</sup>。そこで次に、この個人情報の利用及び提供の制限の観点からも、消防法違反の状態を是正するための個人情報の取り扱いについて検討しておくことにしたい。

収集された個人情報は、原則として収集された目的以外の目的のために利用・提供してはならないという規定が、いわゆる行政機関個人情報

---

(34) 前掲(28)1055頁。

(35) 宇賀著前掲(29)262頁。なお、こうした地方自治体の機関内で既に入手している個人情報を入手した以外の部局が利用する場合は、本文中で後述する個人情報の利用及び提供の制限、とりわけ目的外利用の制限の規定により規制すると考えられている（前掲(28)1055頁。）。

保護法第8条や各地方自治体の個人情報保護条例に置かれている。<sup>(36)</sup>しかし、実際には、個人情報の利用・提供がなされないことで行政サービスの提供や事務処理等において支障が生じる場合もあり、また一つの業務の中で個人情報の処理が単独で行われ得る場合のみならず、複数の業務や他の行政機関と分担し、連携をとりながら遂行される事務においては、個人情報の処理を単独では行い難いことなどから、<sup>(37)</sup>例外として目的外利用や外部提供を認める余地が残されている。そこで、前述の個人情報の本人外収集の場合と同様に、各地方自治体の個人情報保護条例では、個人情報の目的外利用及び外部提供についての例外が定められている。そうした例外の定め方は各地方自治体により様々だが、中でも特に代表的な例外としては、次の四つの類型が考えられる。それらは、一、本人の同意があるとき、または本人に提供するとき、二、法令に特別の定めがあるとき、三、緊急やむを得ない理由があるとき、四、その他公益上の必要があると認めるとき、<sup>(38)</sup>である。そこで、消防法違反の状態を是正するために関係する行政機関が連携して措置をとろうとする際に、各行政機関が保有する個人情報を、それを収集した本来の目的以外の目的

---

(36) なお、このような規定が置かれる理由としては、個人情報の目的外利用や外部提供が自由に行い得るようになると、市民にとって個人情報のコントロール権を行使し難くなること（前掲(28)1057頁。）や、目的外利用や外部提供によって本人に不利益が発生したり、あるいは本人の権利利益侵害の危険性が増大することなどが指摘されている（夏井・新保著前掲(29)279頁。）。また、実際の規定の状況を見ると、個人情報保護条例の97.7%には目的外での内部利用禁止原則が、98.4%には目的外での外部提供禁止原則が定められている（宇賀著前掲(29)264頁。）。

(37) 夏井・新保著前掲(29)279頁。

(38) この類型の分け方及び分析・検討については、前掲(30)と同様に、明石市個人情報保護条例第8条及び夏井・新保著前掲(29)279頁以下、市町村アカデミー監修前掲(30)76頁以下等を参照。なお、夏井・新保著前掲(29)281頁以下においては、本文中に掲げた四類型の他に、実施機関での内部利用、統計の作成、学術研究目的での個人情報の目的外利用及び目的外提供も、例外として許容され得ると指摘している。

で他の行政機関に利用・提供することがこれらの例外に該当するかどうかにつき検討したい。

まず第一の類型「本人の同意があるとき、または本人に提供するとき」である。本人の同意があり、本人が同意する範囲内で情報の利用・提供がなされるというのならば、本人の権利利益が侵害される可能性は低いと考えられる。このような場合には、その利用や提供は適法なものとなる<sup>(39)</sup>。それゆえ、このような同意が本人から得られているのであれば、消防法違反の状態を是正するため、関係する行政機関から消防機関に個人情報<sup>(40)</sup>が提供されることに問題はなからう。次に第二の類型「法令に特別の定めがあるとき」<sup>(41)</sup>であるが、これは利用目的以外の目的での利用・提供に該当する場合であっても、法令上、個人情報の提供義務が明示されている場合には、個人情報の目的外利用や提供が、それぞれの法律の規定に応じて可能となる場合といえる。そこで、消防法第4条及び第35条の13をみるに、これらの条文はいずれも、文言上は一義的に提供の「義務」を定めたものということとはできない。しかし、この類型については、必ずしも法令上提供義務が明示されていなくても、当該法令の解釈によって提供義務があると解されるような場合であれば、個人情報の目的外利用及び提供ができる<sup>(42)</sup>とする考え方もある。ここで、それぞれの地方自治体の個人情報保護条例が、「法令に特別の定めがあるとき」を提供義務が明示されている場合に限定するのか、あるいは解釈上提供義務が導ければ良いと解しているのかについては、やはり、各地方自治体の個人情報

---

(39) 夏井・新保著前掲(29)280頁。

(40) 同意の取得方法としては、特定の形式や手続が規定されているというわけではなく、「本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法」によることと考えられている（夏井・新保著前掲(29)280頁。）。

(41) なお、本人への提供については、本稿の考察の範囲が行政機関相互での個人情報の取扱いなので、ここでは省略したい。

(42) 夏井・新保著前掲(29)279頁。

報保護条例の解釈に拠るところになる。そこでより広い範囲で利用・提供を認め得るであろう後者の考え方に基づいて消防法第4条及び第35条の13を検討してみると、以下のようになろう。第35条の13については、文言上はあくまで義務規定ではなく、また、同条の運用について前述のように徒に他の関係官公署の事務に負担をかけ、支障を来すことのないように配慮する必要があるとされている。他方で、同条については「消防機関が火災予防行政を的確に遂行していくためには、関係官公署から当該防火対象物やその関係者の情報を得、……立入検査を行うなど、本条を適切に活用することが望ましい<sup>(43)</sup>」とも考えられている。ここで前者のような配慮が必要であることは、とりもなおさず、同条に基づく照会や協力要請が個人情報の提供「義務」とまでは言えないことの証左になり得まいか。その上で、同条を積極的に活用して防火対象物や関係者の個人情報を入手して消防法違反の状態を是正するための活動も行う、というのが同条の趣旨と解することは可能であろう。しかし、同条は照会や協力要請を受けた相手方が、いかなる場合にそれらを断りうるかという規定がない。すると逆に、照会や協力要請を受けた側には、それら照会や協力要請の内容に保有する個人情報の提供が含まれている場合であっても、それらを提供することが前提ともなり得る。すなわち、同条は提供「義務」を定めていると解することも可能であろう。その場合、前述の「いたずらに他の関係官公署の事務に負担をかけ、支障を来すこと

---

(43) 前掲(5)861頁。

(44) 繰り返すが、協力、照会を受けた官公署は、「一般的にはこれに応答し、又は協力することになるが、照会については、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官公署の事務の支障のないように配慮しつつ行う」と、運用の指針が示されている。ここでいう「一般的にはこれに応答し、又は協力することになる」の趣旨は、一見するとこれを義務と解することは可能のようにもみえるが、やはり本文中での検討にあるように、須くこれを義務と解することはやはり困難であるように思える。

のないように配慮する必要がある」という運用についての指摘は、個人情報の提供義務があるからこそ、時期を選ぶことが望ましいとみることもできよう。また、第4条については、やはり文言上は一義的に提供義務を定めているとはいえないが、他方で、火災発生時の被害の軽減のため必要な措置が講じられるよう関係行政機関に情報を提供するといった、火災予防の目的のために合理的な理由がある時に、適切な相手方<sup>(45)</sup>に対して情報提供を行うことも想定されている。しかし、同条の適用は、相手方にとっては私権に対する大きな干渉となるおそれのあるものであるから、その運用に当たって慎重な配慮が望まれる上、「合理的な理由がある」か否かは、「当該照会規定が確保しようとする法益と、消防法、……によって確保しようとする法益とを個々の事案ごとに比較考量することによって決定されるべき」と考えられている<sup>(46)</sup>。このような同条の運用に関する指摘に鑑みれば、消防法第4条についても、関係行政機関に一律に個人情報の提供を「義務」づけていると解釈することは困難であろう。ただし、この指摘にあるように法益の比較考量という手法をとるならば、その結果次第では個人情報の提供が「義務」となるような場合もあり得よう。さらに第三の類型「緊急やむを得ない理由があるとき」であるが、これは個人情報の本人外収集に対する例外の第四の類型と同様に考えることができる。これは、市民の生命、身体の安全又は財産の保護のため本人等から直接個人情報を収集する時間がないと客観的に認められる場合であり、収集目的以外の目的のために保有する個人情報の利用又は提供をしなければ当該事務を遂行することができず、他に適当な代替手段がないような場合が考えられる。このような場合に該当するか否かは、防火対象物の消防法違反の程度や当該対象物の使用の態様、火災が発生した場合に想定される被害等の事情、さらに加えて関係する行政機関が個人情報を共有することのメリットや、それによる個人情報

---

(45) 前掲(5)52頁。

(46) 前掲(7)及び前掲(5)52頁。

漏洩のリスク等を比較し、<sup>(47)</sup> 総合的に考慮した上で、「緊急やむを得ない理由があるとき」といえるか否かを判断することが望ましいのではなからうか。そして最後に第四の類型「その他公益上の必要があると認めるとき」についても、個人情報の本人外収集に対する例外の第五の類型と同様に考えることができる。そうすると、これに基づいて個人情報の本人外収集が認められる場合は、各地方自治体に設置されている審議会等の判断に拠ることになるので、そこで消防法違反の状態を是正するために個人情報の目的外利用及び提供が審議会等の判断として認められることは、やはり十分に考えられる。また、これら類型の他にも、実施機関以外の行政機関等による個人情報の利用・提供について、そもそもこれを個人情報の目的外利用及び外部提供についての例外として取り扱う見解がある。すなわち、実施機関以外の者に提供することが地域住民にとって必要でありながら、対象となる住民全てから本人同意を得ることができないような場合には、結果的に住民に不利益がもたらされることがあり得る。そこで、そうした不利益を避けるために、行政機関等が法令の定める事務等の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用するにつき相当な理由のあるときは、利用目的以外での利用又は提供を認めてもよいという見解である。<sup>(48)</sup> このような類型の例外を認める地方自治体の個人情報保護条例であれば、消防法違反の状態を是正するにあたり、関係する行政機関から消防機関に個人情報

---

(47) 関係する行政機関が個人情報を共有することのメリットや、それによる個人情報漏洩のリスク等を比較する点については、災害時要援護者情報の利用・提供の一環として宇賀教授による考察がなされている（宇賀著前掲(29)265頁）。ただし、関係する行政機関が個人情報を共有することのメリット及びそれによる個人情報漏洩のリスク等は、災害時要援護者情報の利用・提供の場面のみならず、本稿にて検討の対象とした消防法違反の状態の是正のための個人情報の利用・提供の際にも考慮すべき事項であると考えた。

(48) この点の指摘については夏井・新保著前掲(29)281頁以下参照。

## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

が提供されることは、文言上は一応、可能となると考えられるが、疑問の余地なしとしない。<sup>(49)</sup>とりわけ、一度行政機関内部に情報が保管されれば「相当の理由」だけで目的外の利用・提供ができてしまうということになると、他の例外の類型や収集の際の制限と比べるといささか均衡を失する<sup>(50)</sup>という指摘もなされている。

これらの検討より、消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱いについては、以下のように考えることができよう。まず、消防法違反の状態の是正のための法制度、その中心たる消防法第5条や第5条の2においては、それらの条文で規定されている各種の措置命令を発するにあたって、いつ、いかなる措置命令を、誰に対して発令するかを決定する際には、それらを適法かつ実効的なものとするため情報を適切に収集し、利用することが重要になる。そのため、消防法違反の状態の是正のために消防機関は情報を収集することになるが、その中で個人情報を含む情報を収集し、利用するとなれば、それは個人情報保護法制による規制の対象となり得る。とりわけ、消防機関が本人以外の関係者から本人の個人情報を収集したり、関係する他の行政機関が別の目的で収集した情報の提供を受け、情報の共有を図ることは、個人情報の本人外収集

---

(49) 消防法違反の状態の是正のために関係する行政機関から消防機関に個人情報が提供されることが、このような類型が念頭に置いているような場合に相当するかは、なお一考の余地がある。つまり、この類型が「対象となる住民全て＝結果的に不利益がもたらされる住民」ということを想定しているのであれば、消防法違反の状態を是正して安全の確保を図るという事務はこれと異なり、「対象となる住民全て（例えば、消防法第4条にいう「関係者」）≒結果的に不利益がもたらされる住民」となる。すると、この類型に含まれるとみなすことは困難なのではなかろうか。

(50) このような総合的な行政活動の推進と個人情報の目的外利用との関係について、市町村アカデミー監修前掲(30)85頁以下では、総合的な行政活動の推進が必要であるとしつつ、「一般に、実施機関内部とはいえ、目的外利用を可能とするためには、その利用が総合行政の推進のために必要であり、本人の利益を不当に損なうことなく、個人情報保護の手当もとられていることなどを確認してはじめて行える」と述べられている。

の禁止や、利用目的以外での個人情報の利用・提供の禁止といった個人情報の取り扱いに関する原則との関係で検討の余地がある。もっとも、消防法違反の状態の是正のために消防機関が情報を収集することが、前述の各種の個人情報の取り扱いに関する原則の例外に該当するのであれば、問題となることはない。そこで、この点について既に検討したところからすれば、消防機関が本人以外の関係者から本人の個人情報を収集したり、関係する他の行政機関が別の目的で収集した情報の提供を受け、情報の共有を図ることについて、まず本人の同意があれば問題はないであろう。もっとも、本人の同意が無くとも、法令に情報の収集等を義務づける規定が存在すれば、それら法令に従って義務を遂行することになるので、やはり問題はない。しかし、検討の結果、消防法の文言上は一義的に、消防機関が本人以外の関係者から本人の個人情報を収集することについて、また、関係する他の行政機関が別の目的で収集した情報を消防機関に提供することについて、そうした義務があると解することはできない。もっとも、法令の文言上一義的に義務と解することはできなくとも、法令の解釈上、義務と解しうるのであれば例外に該当するとみなす個人情報保護条例もあるので、この点は各地方自治体の個人情報保護条例の解釈に拠るところになる。さらに、法令の規定が無くとも、緊急やむを得ない理由があるときであれば、本人以外の関係者から本人の個人情報を収集したり、関係する他の行政機関が別の目的で収集した情報の提供を受け、情報の共有を図ることは可能である。ここで、いかなる場合が「緊急やむを得ない理由があるとき」に該当するかを一概に判断することは、防火対象物の状況が千差万別であることからすれば、おそらく不可能であろう。そこで、この判断にあたっては、措置命令の対象となる防火対象物の消防法違反の程度や使用の態様、火災が発生した場合に想定される被害等の事情、さらには関係する行政機関が個人情報を共有することのメリットや、それによる個人情報漏洩のリスク等を比較し、総合的に考慮することとなる<sup>(51)</sup>。そして、上記の例外の各類型に



## 消防法違反の状態の是正にかかる個人情報の取り扱い

該当しない場合であっても、各地方自治体に設置されている個人情報保護に関する審議会等の判断として認められることもある。この点については各地方自治体の個人情報保護に関する審議会等がいかなる判断をするかに拠るところになる。

## おわりに

消防法違反の状態を是正し、市民の生命、身体、財産を守ることは、消防機関に課せられた重要な事務であることは、言うまでもない。しかし、その一方で事務の遂行に際して個人情報の取扱いに不備が生じ、市民の権利、利益が侵害を受けることもまた、避けるべきことであろう。しかし、ここで注意すべきは、関係する行政機関と連携して効果的、効率的に消防法違反の状態を是正するための措置をとることと、それに伴い個人情報を適切に取り扱うことは、両立し得ないことではない、ということである。本稿の検討からすれば、消防機関が本人以外の関係者から本人の個人情報を収集したり、関係する他の行政機関が別の目的で収集した情報の提供を受け、情報の共有を図ることが、個人情報の本人外収集の禁止や、利用目的以外での個人情報の利用・提供の禁止といった個人情報の取り扱いに関する原則の例外に該当するとみることのできる範囲は、広いとも言えまいか。もっとも、各地方自治体における個人情報保護条例の解釈や運用には自ずから差異があり、また各地方自治体に

---

(51) もっとも、火災という人為的事象の発生の不確実性及び、「火災が発生した場合に想定される被害」には、個人の生命、身体、財産、場合によっては関係者以外の第三者のそれらが含まれる点を強調するのであれば、「緊急やむを得ない理由があるとき」という例外に該当する可能性は高くなる。しかし、本文中及び前掲(33)で指摘したように、「緊急やむを得ない理由があるとき」とは、災害発生後の事後的な対応に必要な個人情報を収集する場合が典型的であると考えられているとするならば、消防法違反の状態の是正のための個人情報の取り扱いにつき、みだりにこの例外を適用することは個人情報保護法制の趣旨を損なう恐れも十分に存在していると言わざるを得ないだろう。

おける消防法違反の状態を是正する事務に対する取り組み方も異なるため、これまでの本稿にける検討の射程は自ずと限定されたものとはなろう。しかし、消防法違反の状態の是正にかかる個人情報適切に取り扱い、その上で効果的、効率的に消防法違反の状態を是正するための措置をとることは、今後、多くの地方自治体において望まれることとなろう。本稿がこの点に関する検討の一助になれば、それは幸いである。

（本稿は、2009年10月30日に開始された全国消防長会近畿支部主催「平成21年度 違反是正事例研究会」における報告に、大幅な加筆、訂正を加えたものである。なお、本稿のもととなった「平成21年度 違反是正事例研究会」における報告及び本稿の執筆に際しては、神戸市消防局予防部査察課の方々から多くの助言等をいただいた。改めてここに謝意を申し上げる。）